

## 創業支援等融資にかかる利子補給の手続きについて

中津川市商業振興課

令和4年4月1日以降に実行された融資にかかる12回分（一部36回分）の利子相当額（上限10万円）を市が補給します。補給金の振込口座は融資を受けた口座となります。

## ★補給対象となる融資

創業関係資金	日本政策金融公庫	A:新規開業資金
		B:女性、若者/シニア起業家支援資金
		C:再チャレンジ支援融資
		D:新創業融資制度
	岐阜県	E:創業支援資金
その他	日本政策金融公庫	F:小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

※A～Eの制度名称等変更があった場合は、制度の目的に即して適用する。

## ★補給対象となる条件

- ①市内に住所を有する個人事業主、又は市内に主たる事業所を有する法人
- ②創業関係資金は、中津川商工会議所又は中津川北商工会に加盟しており、市内で新規に創業する、又は市内で創業して1年未満。
- ③納期が到来している市税を完納している。
- ④暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない。

## ★提出書類について

## ア 申請書の提出

**融資が実行されてから 30 日以内**に以下の書類を商業振興課へ提出してください。

※各1部

- 1) 利子補給金交付申請書（様式第1号）
- 2) 利息計算書の写し及び返済予定表の写し

創業関係資金を受けた場合、

- 3) 中津川商工会議所又は中津川北商工会の会員であることのわかるもの
- 創業関係資金を受け、その区域が中心市街地活性化区域の場合、
- 4) 所在のわかる地図の写し

## 創業支援等融資にかかる利子補給の手続きについて

### イ 請求書の提出

12 回目の利子の返済が終わったら 30 日以内に以下の書類を商業振興課へ提出してください。

創業関係資金を受け、その区域が中心市街地活性化区域の場合は、12 回目の他 24 回目、36 回目ごとに請求書を提出してください。提出期限は同様です。この場合、請求額は提出するごとに 10 万円を上限とします。

※各 1 部

- 1) 利子補給金請求書（様式第 3 号）
- 2) 利子支払完了を証明する書類

### ご注意

- ・この利子の補給制度は「中津川市創業支援等融資利子補給金交付規則」を適用します。
- ・融資実行時に第 1 回目の利子を支払った場合には、11 回目の元金返済までの利子が補給の対象となります。
- ・利子補給金請求書（様式第 3 号）は 12 回目の利子支払完了後 30 日以内に提出してください。
- ・創業関係資金を受け、その区域が中心市街地活性化区域の場合、36 回分の利子相当額を補給します。この場合、1 回目から 12 回目、13 回目から 24 回目、25 回目から 36 回目ごとに 10 万円を上限とします。

### お問い合わせ・提出先

中津川市役所 商工観光部 商業振興課

〒508-0032

中津川市栄町 1 番 1 号 にぎわいプラザ 4 階

TEL 0 5 7 3 - 6 6 - 1 1 1 1 （内線 4 2 6 6 ・ 4 2 6 7）